

# Straight away

## IFRS bulletin from PwC

20 November 2013

### IASB がヘッジ会計の最終基準および IFRS 第 9 号の修正を公表

#### 何が問題となっているか？

国際会計基準審議会 (IASB) は、国際会計基準 (IAS) 第39号を置き換えるプロジェクトの第3フェーズとして、国際財務報告基準 (IFRS) 第9号「金融商品：ヘッジ会計及びIFRS第9号、IFRS第7号、IAS第39号の修正」を公表しました。新しい要求事項は、ヘッジ会計をよりリスク管理に近づけるものであり、したがって、財務諸表利用者にとってより「意思決定に有用な」情報を提供することになるはずで、さらに、改訂された基準は、ヘッジ会計へのより原則主義的なアプローチを確立し、IAS第39号に含まれる現行モデルの不整合および弱点に対処しています。

#### 主な変更点は？

##### ヘッジ有効性テストおよびヘッジ会計の適格要件

IFRS第9号は、ヘッジの有効性に関する要求事項を緩和し、この結果、ヘッジ会計を適用するための要求事項を緩和しています。IAS第39号の下では、ヘッジは将来および過去の期間の双方において高度に有効であることが必要です (すなわち、事前のテストおよび事後のテストにおいて、その結果が80%–125%の範囲でなければなりません)。IFRS第9号は、この明確な境界線を、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係に関わる要求事項と、「ヘッジ比率」は企業がリスク管理目的で実際に使用している比率と同じであるとの要求事項とに置き換えています。ヘッジの非有効部分は、引き続き純損益に計上されます。そして、企業は引き続きタイムリーな文書化を要求されています。ただし、IFRS第9号の下で文書化しなければならない情報は異なります。

#### ヘッジ対象

新しい要求事項はヘッジ対象としての適格要件を変更し、経済合理性のあるヘッジ戦略がヘッジ会計の適格要件を充足することを妨げる現行の制限を基本的に除去しています。以下はその例です。

- 非金融商品のリスク要素は、個別に識別し、また信頼性をもって測定することが可能であることを条件に、ヘッジ対象に指定できます。非金融商品の価格全体のうち、ひとつの構成要素のみ (たとえば、ジェット燃料価格エクスポージャーの原油価格要素など) をヘッジしている企業にとっては、より多くのヘッジに対してヘッジ会計が適用可能となると考えられるため、良いニュースといえます。
- 合成エクスポージャー (すなわち、デリバティブを含むエクスポージャー) をヘッジ対象にすることが可能です。
- IFRS第9号は、項目グループのヘッジをより柔軟にしています。ただし、IFRS第9号は、マクロ・ヘッジを取り扱っていません (マクロ・ヘッジについては、今後、別の討議資料にて取り扱われる予定です)。財務担当者は、通常、類似するリスク・エクスポージャーをグルーピングし、純額ポジション (たとえば、外貨建の予定購入と予定売上の純額) のみをヘッジします。IAS第39号では、このような純額ポジションをヘッジ対象に指定することはできませんが、IFRS第9号は、企業のリスク管理戦略と適合する場合には、純額ポジションのヘッジを認めています。ただし、ヘッジ対象の純額ポジションが予定取引で構成されている場合、為替リスクのヘッジについてのみ純額ベースのヘッジ会計が利用可能です。



当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

- IFRS第9号は、その他の包括利益(OCI)を通じて公正価値で測定するものに指定した資本性金融商品については、純利益に何も影響を与えないにもかかわらずヘッジ会計を認めています。

### ヘッジ手段

IFRS第9号は、一部のヘッジ手段の使用に関わる規則を、次のように緩和しています。

- IAS第39号の下では、買建オプションの時間的価値が、公正価値ベースで純利益に認識されており、これが純損益に重要な変動をもたらすことがあります。IFRS第9号は、買建オプションを保険契約と類似するものとみなし、したがって、当初の時間的価値(すなわち、アット・ザ・マネーまたはアウト・オブ・ザ・マネーのオプションに対して一般的に支払われるプレミアム)は、ヘッジ期間にわたり(たとえば、棚卸資産の6カ月間の公正価値ヘッジなど、ヘッジ対象が期間に関係している場合)、あるいは、ヘッジ対象取引が純損益に影響を与える時点(たとえば予定購入取引のヘッジなど、ヘッジ対象が取引に関係している場合)のいずれかにて、純損益に認識されなければなりません。時間的価値に関連するオプションの公正価値の変動は、すべてOCIに認識されます。
- オプションに対する会計処理と同様の会計処理を、先渡契約の金利要素や金融商品の外国為替ベース・スプレッドにも適用することができます。これにより、純損益の変動が軽減されると考えられます。
- デリバティブ以外の金融商品は、純損益を通じて公正価値で会計処理されている場合に、ヘッジ手段として使用することができますが、為替リスクをヘッジしている場合は除かれます。IAS第39号の下では、デリバティブ以外の金融商品は、為替リスクのヘッジにのみ利用が認められていました。

### 会計処理、表示および開示

IAS第39号のヘッジ会計に関わる会計処理および表示の要求事項は、IFRS第9号においてはほとんど変更されていません。ただし、企業は、非金融ヘッジ対象が当初認識される時点で、キャッシュ・フロー・ヘッジにおいて資本に累積されていた利得および損失につき、その帳簿価額に振り替えることが要求されます。

この処理はIAS第39号の下でも許容されていましたが、資本に利得および損失を累積することも選択できました。新基準の下では、追加開示が必要となります。

### 金融負債の自己の信用リスク

ヘッジ会計に関連しませんが、IASBはIFRS第9号を修正し、(公正価値オプションに指定した金融負債から生じる)企業自身の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動をOCIに認識するという要求事項を企業が早期適用することを可能にしました。これは、IFRS第9号の他の要求事項を適用しなくとも、適用可能です。

### 影響を受ける企業は？

リスク管理活動を行っているすべての企業は、現在ヘッジ会計を使用しているかどうかにかかわらず、このヘッジ会計の変更の恩恵を受けられる可能性があります。しかし、欧州連合はIFRS第9号のいかなる会計処理も承認(endorse)していないことに留意する必要があります。

IFRS第9号の修正では、2015年1月1日という以前の強制発効日が削除されていますが、IFRS第9号は即時に適用することも可能です。本基準は、IASBが個別のマクロ・ヘッジ・プロジェクトを完了するまで、IFRS第9号ではなくIAS第39号に基づくヘッジ会計(かつ、ヘッジ会計のみ)を引き続き適用する会計方針の選択を企業に与えています。

企業は次のいずれかを選択し、IFRS第9号を適用することができます。

- 金融負債の自己の信用リスクに関わる要求事項
- 金融資産の分類および測定に関わる要求事項
- 金融資産および金融負債の分類および測定に関わる要求事項
- 現行のIFRS第9号のすべて(すなわち、金融資産および金融負債に関わる分類および測定の要求事項並びにヘッジ会計)

上記の経過措置は、IASBがIFRS第9号のすべてのフェーズを完了する時点で変更されると考えられます。

IFRS第9号は遡及して適用されますが、ヘッジ会計は将来に向かって適用されることになります(ただし一部の例外を除く)。

### 何をすべきか？

企業はリスク管理戦略の再検討を行い、IFRS第9号の下でより多くの関係がヘッジ会計の要件を満たすかどうかを評価することが有益です。また、(前述の)IFRS第9号の経過措置についても慎重に評価し、ヘッジ会計にIFRS第9号あるいはIAS第39号のいずれを適用するかを決定すべきと考えられます。それぞれの選択肢について、たとえば以下のような機会と困難が生じ得ます。

- 現在、マクロ・ヘッジを行っており、IASBによるマクロ・ヘッジを扱った公開草案の公表前にヘッジ会計の実務を変更することを望まない金融機関では、IAS第39号のヘッジ会計を維持することが有益となり得ますが、IFRS第9号の導入による恩恵は受けられません。
- 他方、現在、リスク要素をヘッジしている金融機関以外の企業にとっては、IFRS第9号によることが有益となるかも知れません。